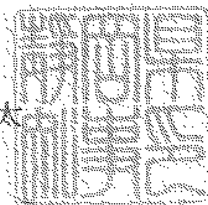


環生第48号

令和5年6月2日

静岡県環境審議会会長 様

静岡県知事 川勝 平太



河川における環境基準の水域類型の見直しについて（諮問）

水質汚濁防止法第21条第1項に基づき、下記の事項について諮問します。

記

沼川下流等5水域における環境基準の水域類型の見直し

## 1 諮問理由

河川における環境基準の水域類型の見直しについては、令和4年度に策定した基本方針において、上位の水域類型の環境基準を5年以上連続して達成している水域を対象として実施することとしている。

基本方針に基づき、水域類型の指定を見直しする。

## 2 諮問内容

上位の水域類型の環境基準を5年以上連続して達成している水域のうち、5水域について水域類型の指定の見直しを諮問する。

## 3 諮問内容詳細

上位の水域類型の環境基準（BOD75%水質値）を5年以上連続して達成している水域のうち、沼川下流等5水域は、10年以上連続して上位の類型の環境基準を満たしている。

### (1) 沼川下流

沼川は沼津市西部の愛鷹山麓を水源とし、西流して田子の浦港に流入し、駿河湾に注ぐ一級河川である。

昭和第二放水路分岐点から上流を沼川上流、下流を沼川下流に区分している。

沼川下流は「河川D」を「河川B」に見直す。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点		類型	達成期間
昭和第二放水路分岐点から下流	河川D	直ちに達成	H11.4.1 見直し	沼川新橋	⇒	河川B	直ちに達成

### (2) 興津川下流

興津川は、その源を静岡市清水区の上野原に発し、黒川、中河内川、布沢川などの支川を併せながら駿河湾に注ぐ二級河川である。

八幡橋から上流を興津川上流、下流を興津川下流に区分している。

「河川B」を「河川AA」に見直すとともに、達成期間を「3年」から「直ちに達成」に変更する。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点		類型	達成期間
八幡橋から下流の興津川本流	河川B	3年	S17.8.1	浦安橋	⇒	河川AA	直ちに達成

## (3) 丸子川

丸子川は、静岡県駿河区の宇津ノ谷地区を水源とし、安倍川に合流する一級河川である。

「河川C」を「河川A」に見直すとともに、達成期間を「5年を超える期間で可及的速やかに達成」から「直ちに達成」に変更する。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点	類型	達成期間
丸子川本流	河川C	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	III6.5.1 見直し	べったん橋	河川A	直ちに 達成

## (4) 逆川下流

逆川は、掛川市東山の栗ヶ岳に源を発し、同市内を西進する二級河川である。鞍下橋から上流を逆川上流、下流を逆川下流に区分している。

「河川C」を「河川B」に見直す。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点	類型	達成期間
鞍下橋から下流 の逆川本流	河川C	直ちに達成	II4.4.1	曙橋	河川B	直ちに 達成

## (5) 伊佐地川

伊佐地川は、浜松市西区湖東町を起点に浜名湖に流入する二級河川である。

「河川B」を「河川A」に見直すとともに、達成期間を「3年」から「直ちに達成」に変更する。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点	類型	達成期間
内山橋から上流 の伊佐地川本流	河川B	3年	S47.8.1	中之谷橋	河川A	直ちに 達成

## 4 水域類型の見直しのスケジュール

時期	内容
令和5年6月2日	第1回環境審議会に諮問
令和5年7月	水質部会で審議
令和5年9月	第2回環境審議会へ報告及び答申
令和5年度下半期	河川管理者との協議
	県公報にて告示
令和6年4月1日	新しい水域類型の適用

# 河川における環境基準の 水域類型の見直し

くらし・環境部環境局生活環境課

富国宥徳の美しい“ふじのくに”

静岡県

## 環境基準について(河川)

◎環境基準：健康の保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準

分類	項目	特徴	評価の方法
健康項目	有害な重金属類や化学物質等27項目 (全シアン、砒素、水銀、トリクロエチレン等)	・全公共用水域に 対して一律の基準値	・全シアンは、 年間測定値の最高値 ・他の26項目は、 年間測定値の平均値
生活環境項目	(5項目) ・pH ・BOD (生物化学的酸素要求量) ・SS(浮遊物質量) ・DO(溶存酸素量) ・大腸菌数	・水域類型ごとに 基準値を設定 (6類型) AA、A、B、C、D、E	・BODは、 年間の日平均値の 75%水質値※ ・SS、DOは年平均値 ・大腸菌数は、 年間の日平均値の 90%水質値

※BOD75%水質値：値の小さいものから順に並べ  $n \times 0.75$  番目のデータ値 (データ数  $n$ )  
(例) 1年に12回測定した場合、 $12 \times 0.75 = 9$  番目

# 河川の環境基準(生活環境項目)

類型	利用目的の適応性	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU / 100 mL)
AA	水道1級 自然環境保全	6.5~8.5	1以下	25以下	7.5以上	20以下
A	水道2級 水産1級	6.5~8.5	2以下	25以下	7.5以上	300以下
B	水道3級 水産2級	6.5~8.5	3以下	25以下	5以上	1,000以下
C	水産3級 工業用水1級	6.5~8.5	5以下	50以下	5以上	—
D	工業用水2級 農業用水	6.0~8.5	8以下	100以下	2以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0~8.5	10以下	ごみ等の浮遊 が認められない	2以上	—

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県

3

## 水域類型の設定状況(河川)

### 【指定河川】

- ・ 上水道など明確な利用目的がある河川
- ・ 流域の大規模な開発計画等、河川環境の大きな変化により汚濁の進行が予測される河川

	河川 (水系)	水域類型指定河川
一級河川	268 (6)	15
二級河川	266 (83)	27

42河川60水域

類型	令和5年度 (R5.4.1時点)	名称
AA	17	狩野川上流・中流・下流、来光川下流、芝川上流、興津川上流、安倍川上流・下流、蔓科川、瀬戸川上流、朝比奈川上流、大井川上流・中流、太田川上流、逆川上流、天竜川(4)・(5)
A	24	伊東大川上流・下流、河津川、稻生沢川、青野川、白田川、鮎沢川、大場川上流・下流、来光川上流、潤井川、富士川(4)、芝川下流、大井川下流、菊川上流・下流、萩間川、湯日川、勝間田川、太田川下流、原野谷川、敷地川、都田川、黄瀬川上流
B	8	興津川下流、瀬戸川下流及び朝比奈川下流、牛淵川、坂口谷川、伊佐地川、浜川、黄瀬川下流、馬込川上流
C	9	沼川上流、巴川、丸子川、黒石川、栃山川、仿僧川、逆川下流、馬込川下流、新川
D	2	沼川下流、小石川
E	0	—
計	60	

※赤字は令和4年度に見直しを行った水域

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県

41

4

# 水域類型の見直しに係る基本方針

水質が改善傾向にある水域は、上位の水域類型への指定の見直しを検討する。

## 基本方針（令和4年度策定）

対象とする水域	水域の常時監視の結果が、 <u>連続して5年以上、上位の水域類型の環境基準(BOD75%水質値)を達成した水域</u>
見直しの考え方	流域市町及び河川管理者の意見を勘案して、水質部会で審議の上、決定する。
水質測定結果の取扱い	見直しはBOD75%水質値に基づいて行う。 ただし、「pH」「SS」「DO」「大腸菌数」が継続的に上位類型の基準に不適合の場合は、水質部会で可否を検討。

富国徳の美しい“ふじのくに”

静岡県

5

## 令和4年度環境審議会答申 抜粋

### ○瀬戸川下流及び朝比奈川下流水域について

環境基準点の「当目大橋」は瀬戸川の河口付近に位置しており、海水の影響を受けていることから、「当目大橋」の水質だけで水域の環境基準の維持達成状況は判断できない。

また、流域の焼津市及び藤枝市から、「市独自の水質測定地点でBOD75%水質値が「河川B」の環境基準を達成していないため見直しに反対する」旨の意見が提出されている。

したがって、水域類型の見直しは実施せず、現在の「河川B」を維持することが適当である。

範囲	類型	達成期間	設定期日	環境基準点
勝草橋から下流の瀬戸川本流及び新横内橋から下流の朝比奈川本流	河川B	5年を超える期間で速やかに達成	S49.1.1	当目大橋



水域類型の見直しは実施しない。

富国徳の美しい“ふじのくに”

静岡県

42

6

# 対象水域及び見直し時期

上位の  
水域類型の  
環境基準を  
5年以上  
連続して  
達成した  
14水域



市町と  
連携して  
計画的に  
見直し

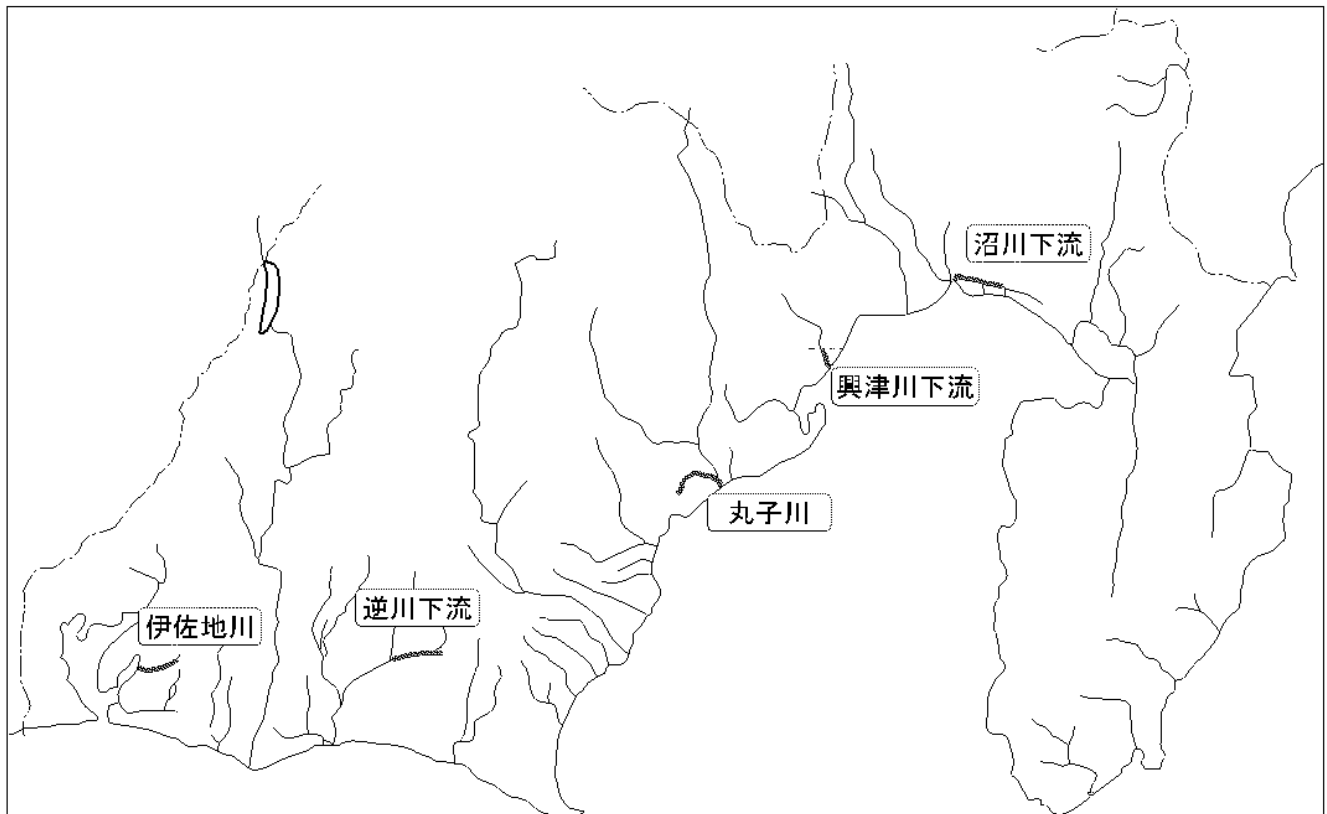
No	水域名	測定地点	現在の基準等 (mg/L)		上位の基準等 (mg/L)		上位の 基準 連続達 成回数	備 考
1	瀬戸川下流及び 朝比奈川下流	当日大橋	B	3	A	2	20	R1見直し見送り
2	仿僧川	東橋	C	5	B	3	18	(河水の影響懸念)
3	巴川	港橋	C	5	B	3	18	(河水の影響懸念)
		巴川橋(区境巴川橋)					14	
4	馬込川下流	白羽橋	C	5	B	3	16	(河水の影響懸念)
5	沼川下流	沼川新橋	D	8	C	5	15	R5見直し
6	丸子川	べったん橋	G	5	B	3	15	R5見直し
7	興津川下流	浦安橋	B	3	A	2	14	R5見直し
8	小石川	八雲橋	D	8	C	5	14	(河水の影響懸念)
9	逆川下流	曙橋	G	5	B	3	14	R5見直し
10	伊佐地川	中之谷橋	B	3	A	2	10	R5見直し
11	枳山川	一色大橋	C	5	B	3	8	
12	河津川	館橋	A	2	AA	1	6	
13	白田川	しらなみ橋	A	2	AA	1	5	
14	芝川下流	芝宮橋	A	2	AA	1	5	

7

## 諮問事項

上位の水域類型の環境基準を  
5年以上連続して達成している  
水域のうち、5水域について  
水域類型の指定の見直しを諮問する。

# 見直し対象の5水域



富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県

9

## 環境基準の水域類型見直し(案)

地域	水域名	測定地点	設定期日	現在の基準等 (mg/L)		BOD測定値					1類型上位の基準等 (mg/L)		2類型上位の基準等 (mg/L)	
						H29	H30	R元	R2	R3				
東部	沼川下流 (沼津市、富士市)	沼川新橋	H11.4.1 見直し	D	8	2.7	2.4	2.2	1.9	2.4	C	5	B	3
中部	興津川下流 (静岡市)	浦安橋	S47.8.1	B	3	0.8	1.0	0.6	0.6	0.7	A	2	AA	1
	丸子川 (静岡市)	べったん橋	H16.5.1	C	5	1.1	1.1	0.9	0.8	0.6	B	3	A	2
西部	逆川下流 (袋井市、掛川市)	曙橋	H4.4.1	C	5	1.8	1.9	2.1	1.7	1.3	B	3	A	2
	伊佐地川 (浜松市)	中之谷橋	S47.8.1	B	3	1.3	1.4	0.9	0.8	1.4	A	2	AA	1

※令和4年度のBOD測定値は令和5年7月以降に公表予定



# 今後の予定

時期	内容
令和5年6月2日	第1回環境審議会に諮問
令和5年7月	水質部会で審議
令和5年9月	第2回環境審議会へ報告及び答申
令和5年度下半期	河川管理者との協議
	県公報にて告示
令和6年4月1日※	新しい水域類型の適用

※水質汚濁防止法に基づく常時監視は年度単位で実施することになっていることから、適用の日を4月1日とする。